

北東アジア地域自治体連合 第14回環境分科委員会

2019年11月14日

富山県富山市

北東アジア地域自治体連合第14回環境分科委員会開催概要

1 目的

北東アジア地域自治体連合（NEAR）の会員自治体等が実施している環境保全に関する個別プロジェクトの円滑な実施や情報共有等を図り、同地域の環境保全対策を推進する。

2 日時

2019年11月14日（木） 9：30～16：00

3 場所

オークスカナルパークホテル富山（富山市牛島町11-1）

4 主催

北東アジア地域自治体連合、富山県

5 参加予定自治体

3 か国 7 自治体

日 本（2）山形県、富山県

中 国（1）黒龍江省

ロシア（2）沿海地方、ハバロフスク地方
（オブザーバー）

日 本（1）佐賀県

中 国（1）遼寧省

6 全体日程

・11月14日（木）

9：30～16：00 NEAR第14回環境分科委員会

（場所：オークスカナルパークホテル富山）

18：00～19：15 NEAR第14回環境分科委員会・北東アジア地域の漂着物対策関係者会議
合同歓迎レセプション

（場所：オークスカナルパークホテル富山）

・11月15日（金）

13：30～16：30 エクスカーション（場所：富山市エコタウン）

《参考》

・11月15日（金）

9：30～12：30 北東アジア地域の漂着物対策関係者会議

（場所：オークスカナルパークホテル富山）

**北東アジア地域自治体連合第14回 環境分科委員会
会議プログラム**

日時：2019年11月14日(木)

9時30分から16時まで

場所：オークスカナルパークホテル富山

2階 鳳凰中の間

9:30	開会		
9:30	開会 挨拶	須河 弘美 キム オクチェ	富山県生活環境文化部長 北東アジア地域自治体連合事務総長
	来賓 挨拶	杉本 留三 イエゴール・ヴォロヴィック	環境省地球環境局国際連携課 国際協力・環境インフラ戦略室長 国連環境計画北西太平洋地域海行動計画調整官
9:45	議事	議長 横井 三知貴	富山県生活環境文化部次長
9:45 ～ 9:50	I 次期コーディネート自治体の選出(協議)	矢野 康彦	富山県生活環境文化部環境政策課長
9:50 ～ 9:55	II 報告事項 1 環境分科委員会の活動状況	矢野 康彦	富山県生活環境文化部環境政策課長
9:55 ～ 10:10	2 2019年個別プロジェクトの実施状況及び活動報告 (1) 個別プロジェクトの実施状況	矢野 康彦	富山県生活環境文化部環境政策課長
10:10 ～ 10:25	(2) 個別プロジェクトの活動報告 ①北東アジア青少年環境活動リーダー育成事業 サビトフ アレクセイ	ハバロフスク地方天然資源省環境保全委員会委員長	
10:25 ～ 10:40	②漂着物の発生抑制に関する学習・啓発事業	九澤 和英	富山県生活環境文化部環境保全課長
10:40	休憩<10:40～10:55>		
10:55 ～ 11:10	③北東アジア地域環境ポスター展	矢野 康彦	富山県生活環境文化部環境政策課長
11:10 ～ 11:25	④海岸生物調査	矢野 康彦	富山県生活環境文化部環境政策課長
11:25 ～ 11:40	⑤貝類を対象としたブルーカーボン青少年環境教育体験プログラム	矢野 康彦	富山県生活環境文化部環境政策課長
11:40	昼食<11:40～13:00>		

13:00 ～ 13:15	⑥フォトコンテスト「Eco-selfieー自撮りで環境保護」 矢野 康彦 富山県生活環境文化部環境政策課長
13:15	III 協議事項
13:15 ～ 13:20	1 2020年個別プロジェクトの提案状況 (1) 個別プロジェクトの提案一覧 矢野 康彦 富山県生活環境文化部環境政策課長
13:20 ～ 13:35	(2) 個別プロジェクトの説明 ①北東アジア青少年環境活動リーダー育成事業 矢野 康彦 富山県生活環境文化部環境政策課長
13:35 ～ 13:50	②漂着物の発生抑制に関する学習・啓発事業 九澤 和英 富山県生活環境文化部環境保全課長
13:50 ～ 14:05	③北東アジア地域環境ポスター展 矢野 康彦 富山県生活環境文化部環境政策課長
14:05 ～ 14:20	④海岸生物調査 矢野 康彦 富山県生活環境文化部環境政策課長
14:20	休憩＜14:20～14:35＞
14:35 ～ 14:50	⑤貝類を対象としたブルーカーボン青少年環境教育体験プログラム 矢野 康彦 富山県生活環境文化部環境政策課長
14:50 ～ 15:05	⑥フォトコンテスト「Eco-selfieー自撮りで環境保護」 矢野 康彦 富山県生活環境文化部環境政策課長
15:05 ～ 15:25	2 環境分科委員会の活動計画 矢野 康彦 富山県生活環境文化部環境政策課長
15:25	IV 各自治体の先進的な環境施策に関する情報交換
15:25 ～ 16:00	・遼寧省 ・沿海地方
16:00	閉会

北東アジア地域自治体連合 (NEAR) 第14回環境分科委員会出席者名簿

[来賓]

所属			職名	氏名
日本	環境省	地球環境局 国際連携課 国際協力・環境インフラ戦略室	室長	杉本 留三

[NEAR事務局、会員]

所属			職名	氏名
NEAR事務局		—	事務総長	キム オクチェ
		国際協力部	部長	キム ウンゴン
			日本専門委員	ソン ミギョン
		企画広報部	企画・広報専門委員	ト オンスク
中国	黒龍江省	生態環境庁	副庁長	丛 麗
		環境監測センター	副処長	陳 威
日本	山形県	環境エネルギー部 循環型社会推進課	主査	石山 尚子
ロシア	沿海地方	天然資源・環境保全部 戦略的発展・投資活動・予算管理課	課長	タラセンコ ユーリー
	ハバロフスク地方	天然資源省 環境保全委員会	委員長	サビトフ アレクセイ
日本 (コーディネート自治体)	富山県	生活環境文化部	部長	須河 弘美
		生活環境文化部	次長	横井 三知貴
		生活環境文化部 環境政策課	課長	矢野 康彦
		生活環境文化部 環境保全課	課長	九澤 和英

[オブザーバー]

所属			職名	氏名
中国	遼寧省	生態環境庁 工業処	調査研究員	張 万民
日本	佐賀県	県民環境部 有明海再生・自然環境課	係長	川崎 慶一
		県土整備部 河川砂防課	主事	畑島 奈々花

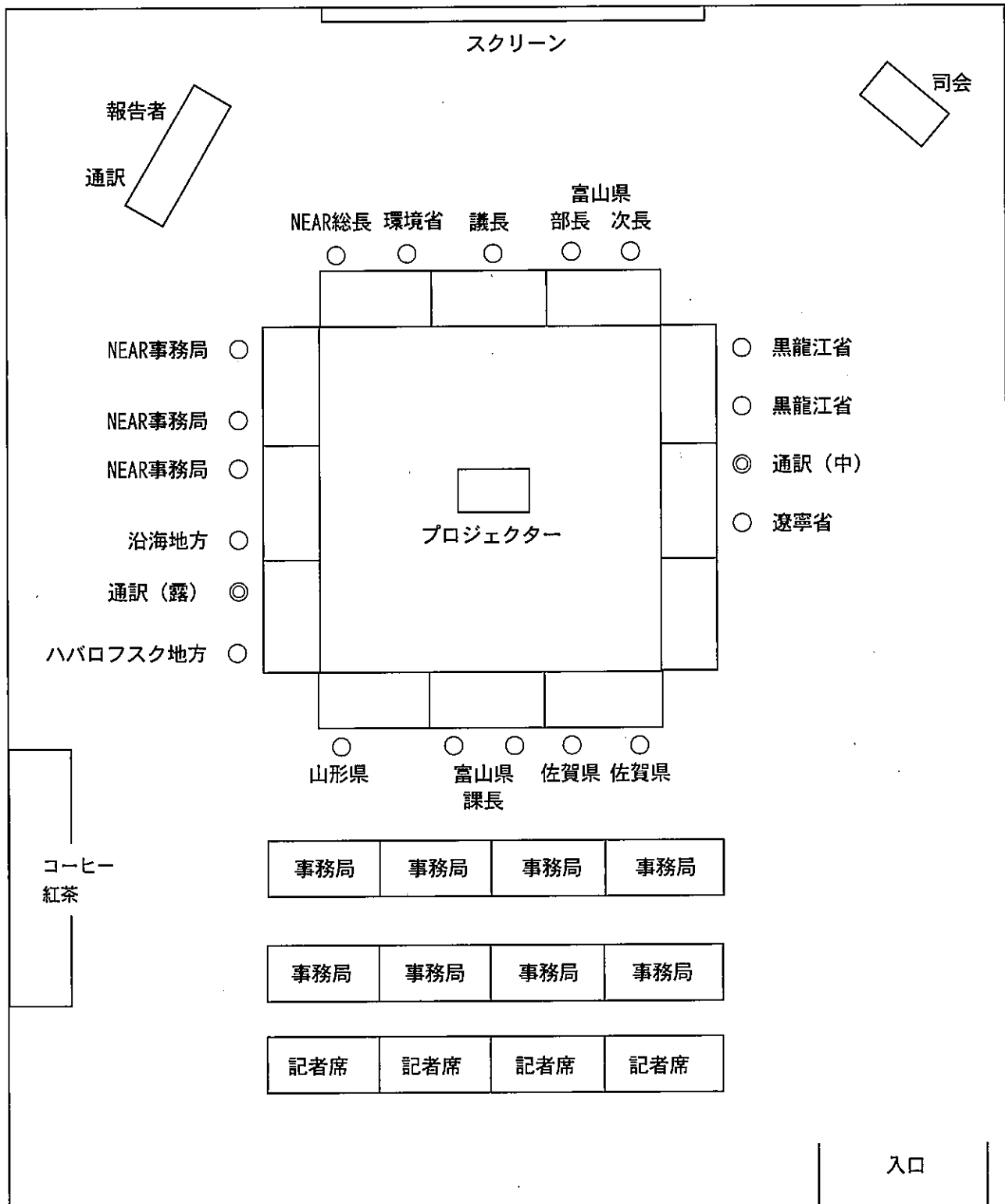
北東アジア地域自治体連合 (NEAR) 第14回環境分科委員会 配席図

日時：2019年11月14日（木）

9時30分から16時まで

場所：オークスカナルパークホテル富山

2階 鳳凰中の間



Ⅰ 次期コーディネート自治体の選出（協議）

次期コーディネート自治体の選出

矢 野 康 彦

富山県生活環境文化部環境政策課長

1 次期コーディネート自治体の希望調査の実施

（１）実施時期 2019年1～2月

（２）調査自治体 環境分科委員会会員自治体（20自治体）

2 調査結果

希望自治体 富山県

II 報告事項

1 環境分科委員会の活動状況

矢野 康彦

富山県生活環境文化部環境政策課長

1 環境分科委員会の報告資料の作成

(1) 作成時期 2019年3月

(2) 送付先 北東アジア地域自治体連合会員自治体等

*環境分科委員会の活動をホームページに掲載 (http://www.npec.or.jp/northeast_asia/)

(3) 資料の内容

ア 2018年個別プロジェクトの実施状況

5つの個別プロジェクトの実施状況についての報告

No.	プロジェクト	提案自治体
1	北東アジア青少年環境活動リーダー育成事業	富山県
2	漂着物の発生抑制に関する学習・啓発事業	富山県
3	北東アジア地域環境ポスター展	沿海地方
4	海岸生物調査	富山県
5	貝類を対象としたブルーカーボン青少年環境教育体験プログラム	忠清南道

イ 2019年個別プロジェクトの提案状況

6つの個別プロジェクトの提案状況についての報告

No.	プロジェクト	提案自治体
1	北東アジア青少年環境活動リーダー育成事業	ハバロフスク地方 富山県
2	漂着物の発生抑制に関する学習・啓発事業	富山県
3	北東アジア地域環境ポスター展	富山県
4	海岸生物調査	富山県
5	貝類を対象としたブルーカーボン青少年環境教育体験プログラム	忠清南道
6	フォトコンテスト「Eco-selfieー自撮りで環境保護」	トムスク州

ウ 環境分科委員会の活動計画

環境分科委員会の今後の活動計画についての提示

2 個別プロジェクトに関する調査の実施

(1) 2019年個別プロジェクトの実施状況調査の実施 (2019年9月)

(2) 2020年個別プロジェクトの提案調査の実施 (2019年9月)

(3) 2020年個別プロジェクトの参加意向調査の実施 (2020年1月 (予定))

II 報告事項

2 2019年個別プロジェクトの実施状況及び活動報告

(1) 個別プロジェクトの実施状況

矢野 康彦

富山県生活環境文化部環境政策課長

1 2019年提案個別プロジェクト

No.	プロジェクト	提案自治体
1	北東アジア青少年環境活動リーダー育成事業	ハバロフスク地方 富山県
2	漂着物の発生抑制に関する学習・啓発事業	富山県
3	北東アジア地域環境ポスター展	富山県
4	海岸生物調査	富山県
5	貝類を対象としたブルーカーボン青少年環境教育体験プログラム	忠清南道
6	フォトコンテスト「Eco-selfieー自撮りで環境保護」	トムスク州

2 参加意向調査結果 (◎：提案自治体 ○：参加意向自治体)

プロジェクトNo. 自治体名		1 活動リーダー	2 漂着物	3 ポスター	4 生物調査	5 ブルー カーボン	6 フォト コンテスト
中国	遼寧省	○	—	—	—	—	—
	黒龍江省	○	—	○	—	—	—
	山東省	—	—	—	—	—	—
日本	北海道	—	—	—	—	—	—
	青森県	—	—	—	—	—	—
	秋田県	—	—	—	—	—	—
	山形県	—	○S	—	—	—	—
	新潟県	—	—	—	—	—	—
	富山県	○	◎	◎	◎	○	○
	石川県	—	○S	—	○	—	—
	福井県	—	○	—	○	—	—
	京都府	—	—	—	—	—	—
	兵庫県	—	—	—	—	—	—
	鳥取県	—	○S	—	○	—	—
	島根県	—	○S	—	—	—	—
	山口県	—	○S	—	—	—	—
	福岡県	—	—	—	—	—	—
	佐賀県	—	○S	—	—	—	—
	長崎県	—	—	—	—	—	—
韓国	江原道	○	○S	○	—	—	—
	忠清南道	○	○S	○	—	◎	—
	慶尚南道	○	○S	○	—	—	○
蒙古	中央県	—	—	—	—	—	—
	ドルノド県	—	—	—	—	—	—
ロシア	ブリヤート共和国	—	—	—	—	—	—
	アルタイ地方	—	—	—	—	—	—
	ザバイカリエ地方	—	—	—	—	—	—
	沿海地方	○	○	○	○	○	○
	ハバロフスク地方	◎	○	○	○	○	○
	アムール州	—	—	—	—	—	—
	イルクーツク州*	—	○S	—	—	—	—
	サハリン州	—	—	—	—	—	—
	トムスク州	○	—	○	—	—	◎
参加意向自治体数		4 か国 9 自治体	3 か国 16自治体	4 か国 8 自治体	2 か国 6 自治体	3 か国 4 自治体	3 か国 5 自治体

* プロジェクトNo. 2の「○S」は、漂着物調査活動と漂着物アート制作のうち、前者のみへの参加を示す。

II 報告事項

2 2019年個別プロジェクトの実施状況及び活動報告

(2) 個別プロジェクトの活動報告

①北東アジア青少年環境活動リーダー育成事業

サビトフ アレクセイ ハバロフスク地方天然資源省環境保全委員会委員長

1 趣旨、目的

北東アジア地域の青少年を対象に、環境問題に関する意見交換や環境保全活動を通じて相互の友好と理解を促進し、グローバルな視点で地域の環境保全に取り組む人材を育成する。

2 事業内容

(1) 実施時期

2019年8月6日(火)、7日(水)

(2) 実施場所

ロシア ハバロフスク地方立校外教育活動センター、ハバロフスク地方政府迎賓館

(3) 実施方法

ア テーマ

水は生命である

イ 主な活動内容

- ・参加自治体による活動発表
- ・チョウザメの養殖場での体験活動、植樹、アムール川の視察など
- ・環境宣言文の発表



活動発表会場



チョウザメの養殖場

(4) 参加自治体

4 か国 8 自治体

中 国：遼寧省

日 本：富山県

韓 国：江原道、忠清南道、慶尚南道

ロシア：沿海地方、ハバロフスク地方、トムスク州

(5) 参加者数

中高生等：68名（引率者、スタッフ、ボランティア：32名）

(6) 年間計画

4～5月 参加者募集

8月 事業実施

(7) その他

詳細な実施状況は次のホームページに掲載

http://www.npec.or.jp/northeast_asia/youth/index.html

II 報告事項

2 2019年個別プロジェクトの実施状況及び活動報告

(2) 個別プロジェクトの活動報告

②漂着物の発生抑制に関する学習・啓発事業

九 澤 和 英

富山県生活環境文化部環境保全課長

1 趣旨、目的

海岸漂着物の調査活動に加え、環日本海地域の沿岸自治体での取組みも含めた発生抑制対策に関する学習会を実施することで、上流域から沿岸地域までの漂着物・ごみ問題についての理解を深め、子どもたちや地域住民の「ごみを捨てない心、海の環境を守ろうとする心」を育み、日常生活から始めることのできる発生抑制のための行動を促進する。

2 事業内容

(1) 実施時期

①漂着物調査活動：2019年6～11月（原則として秋季に実施）

②漂着物アート制作：通年

(2) 実施場所

①漂着物調査活動：参加自治体の海・河川（内陸河川を除く。）の沿岸地域

②漂着物アート制作：各参加自治体内の会場等

(3) 実施方法

①漂着物調査活動

- ・ 調査は各自治体が地元の小中高等学校、民間団体等の参加を得て実施
- ・ 調査活動と合わせて海洋ごみの発生抑制に関する学習を実施
- ・ 調査結果は富山県（(公財)環日本海環境協力センター（NPEC））がとりまとめを実施
- ・ 2018年から調査項目にマイクロプラスチック（直径5mm以下のプラスチックごみ）を追加（簡易調査にて実施）

②漂着物アート制作

- ・ 富山県が提供する手引書等も参考にして、各自治体が地元の実状に応じて、学生、住民等の参加を得て実施

(4) 参加自治体

3 か国15自治体

日 本：秋田県、山形県、富山県、石川県、福井県、京都府、鳥取県、島根県、山口県、佐賀県、長崎県

韓 国：江原道、慶尚南道

ロシア：沿海地方、ハバロフスク地方

(5) 年間計画

4 月 プロジェクト参加案内、マニュアル・調査票の送付等

5 月～ 準備、事業実施

(6) その他
開催風景



漂着物調査活動（富山県）



漂着物アート制作（富山県）

II 報告事項

2 2019年個別プロジェクトの実施状況及び活動報告

(2) 個別プロジェクトの活動報告

③北東アジア地域環境ポスター展

矢野 康彦

富山県生活環境文化政策課長

1 趣旨、目的

北東アジア地域の次代を担う子どもたちから「環境の保全」をテーマとしたポスターを募集し、優秀な作品を展示することにより、北東アジア地域における市民の環境保全意識を一層高める機会とする。

2 事業内容

(1) 実施時期

2019年10月

(2) 実施場所

日本富山県（とやま環境フェア2019会場内）

(3) 実施方法

- ・ 各参加自治体が当該自治体内の子どもたち（小中高生）から作品を募集、審査し、優秀作品を選定
- ・ 各参加自治体が優秀作品を開催自治体（富山県）に送付
- ・ 富山県がポスター展を開催し、参加自治体の作品展示、普及啓発を実施

(4) 参加自治体

4 か国 7 自治体（ポスター数：71枚）

中 国：黒龍江省

日 本：富山県

韓 国：江原道、忠清南道

ロシア：沿海地方、ハバロフスク地方、トムスク州

(5) 年間計画

5月～8月	作品の募集、参加自治体から開催自治体への作品の送付
10月	ポスター展の開催
12月～	開催結果や展示作品のウェブサイト掲載
1～3月	作品の返送等

(6) その他

開催風景



II 報告事項

2 2019年個別プロジェクトの実施状況及び活動報告

(2) 個別プロジェクトの活動報告

④海岸生物調査

矢 野 康 彦

富山県生活環境文化部環境政策課長

1 趣旨、目的

北東アジア地域の海洋生物多様性の保全に向けて、各地域に生息する生物に関する情報の収集、指標生物の生息調査を実施する。本調査を通じて、一般市民・子どもたちの海の生物への興味を深めてもらい、環境保全・生物多様性保全の意識高揚を図る。

2 事業内容

(1) 実施時期

2019年6～8月

(2) 実施場所

各参加自治体の海岸

(3) 実施方法

- ・ 海洋生物多様性保全関係機関連絡会議が調査の実施方法を取りまとめたマニュアルを参加自治体と共有（各国語版を作成し、ウェブサイトで公開）
- ・ 海の生物に関する知識を有する調査機関、NGO/NPOや専門家が主体となり、一般市民の参加のもと、海岸の生物を収集し、観察生物名・写真を記録
- ・ 地球温暖化や外来生物に係る指標生物の存在有無の確認
- ・ 調査結果は、(公財)環日本海環境協力センターが取りまとめ、ウェブサイトを通じて情報発信

(4) 参加自治体

2か国6自治体

日 本：富山県、石川県、福井県、鳥取県

ロシア：沿海地方、ハバロフスク地方

(5) 年間計画

5～7月 参加者の募集

6～8月 調査の実施

(6) その他

開催風景



II 報告事項

2 2019年個別プロジェクトの実施状況及び活動報告

(2) 個別プロジェクトの活動報告

⑤貝類を対象としたブルーカーボン青少年環境教育体験プログラム

矢野 康彦

富山県生活環境文化部環境政策課長

(提案自治体：忠清南道)

1 趣旨、目的

青少年の沿岸環境教育体験を通じて、沿岸生態系ブルーカーボンの重要性を認識するとともに、環境教育及び沿岸の生態系保全の重要性を改めて認識するほか、気候変動に積極的に対応できる人材育成を図る。

2 事業内容

(1) 実施時期

2019年6月～12月

(2) 実施場所

参加自治体内の海岸、河川、湖沼など

(3) 実施方法

- ① 稚貝を放流(飼養)し、ある程度成貝になってから採取し、その成長を確認(放流時または実施期間中1回、採取時1回の計2回計測)し、炭素固定量を調査
- ② 成貝になるまでに水中の炭素が体の中に貯蔵されていく炭素固定過程等を学習

【学習例】

- ・ 貝類の自然浄化機能学習
- ・ 採取した物で料理し試食体験
＜炭素循環(飼養(生産)→採集(漁獲)→飲食(消費))に対する学習＞
- ・ 貝塚及び貝塚博物館の見学
＜貝塚の炭素隔離を活用して、ブルーカーボンの概念を理解するとともに、周辺環境及び実生活に適用できる方法について討論＞

③ 結果報告

(4) 参加自治体

3か国4自治体

日本：富山県

韓国：忠清南道

ロシア：沿海地方、ハバロフスク地方

(5) 年間計画

6月 参加意向を示しているNEAR会員自治体へのプログラム実施案内

7～12月 稚貝の放流(飼養)、炭素固定量の調査、児童・生徒を対象にしたブルーカーボンに関する環境教室等の実施

*当初、取りまとめ時期を2019年12月としていたが、2020年6月に変更

(6) その他
開催風景



ブルーカーボン理論教育学習



実習調査

II 報告事項

2 2019年個別プロジェクトの実施状況及び活動報告

(2) 個別プロジェクトの活動報告

⑥ フォトコンテスト「Eco-selfieー自撮りで環境保護」

矢野 康彦

富山県生活環境文化部環境政策課長

(提案自治体：トムスク州)

1 趣旨、目的

環境保護に関するフォトコンテストの実施を通じて、環境保護活動へ市民の参加を促し、環境保護文化を形成する。

2 事業内容

(1) 実施時期

2019年5～12月

(2) 実施場所

ロシアトムスク州

(3) 実施方法

- ① 参加自治体において環境保護に関する写真を募集
- ② トムスク州が、写真の構成、オリジナリティ、環境保護活動の内容等の観点で写真の審査を行い、優れたものを表彰
- ③ 優秀者に賞品・賞状、参加者全員に参加証明書を送付
- ④ 優秀作品をHPで紹介

(4) 参加自治体

2 か国 4 自治体

日 本：富山県

ロシア：沿海地方、ハバロフスク地方、トムスク州

(5) 年間計画

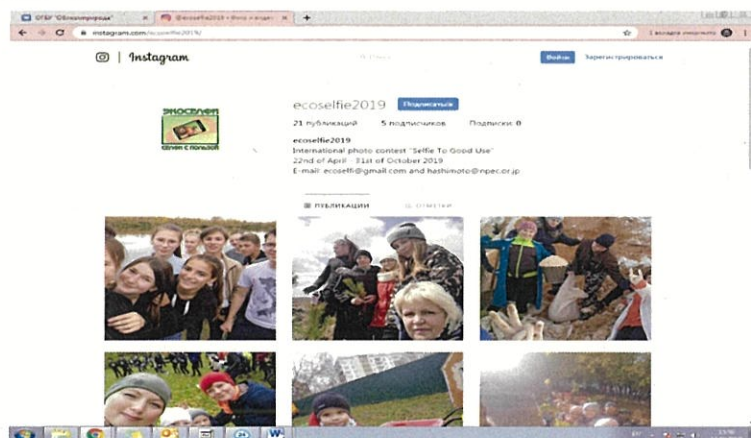
5～10月 写真の募集

11月 写真の審査

12月 賞品等の送付、HPでの優秀作品の掲載

(6) その他

開催風景



Ⅲ 協議事項

1 2020年個別プロジェクトの提案状況

(1) 個別プロジェクトの提案一覧

矢野 康彦

富山県生活環境文化部環境政策課長

○2020年個別プロジェクトの提案一覧

No.	プロジェクト	提案自治体
1	北東アジア青少年環境活動リーダー育成事業	富山県
2	漂着物の発生抑制に関する学習・啓発事業	富山県
3	北東アジア地域環境ポスター展	忠清南道
4	海岸生物調査	富山県
5	貝類を対象としたブルーカーボン青少年環境教育体験プログラム	忠清南道
6	フォトコンテスト「Eco-selfieー自撮りで環境保護」	トムスク州

* 各プロジェクトについては、予算要求前の事業イメージであり、今後、変更の可能性が
ある。

III 協議事項

1 2020年個別プロジェクトの提案状況

(2) 個別プロジェクトの説明

①北東アジア青少年環境活動リーダー育成事業

矢野 康彦

富山県生活環境文化部環境政策課長

1 趣旨、目的

北東アジア地域の青少年（中学生、高校生）を対象に、SDGs・環境問題に関する講演や意見交換、環境保全活動等を通じて相互の友好と理解を促進し、持続可能な社会づくりに向けてグローバルな視点で地域の環境保全に取り組む人材を育成する。

2 事業内容

(1) 実施時期

2020年8月ごろ

(2) 実施場所

日本富山県

(3) 実施方法

- ・ 1年ごとに日中韓露の自治体が持ち回りで実施
- ・ 実施自治体が事業内容を決定
- ・ SDGs・環境問題に関する講演や意見交換、環境保全活動等を実施

(4) 年間計画

2020年5月ごろ 参加者募集

2020年8月ごろ 事業実施

3 期待される成果

- ・ 持続可能な社会づくりの重要性を理解し、グローバルな視点で地域の環境保全活動をリードできる人材の育成が期待される。
- ・ 事業を通じて、ともに環境問題に取り組んでいこうとする連帯感が生まれ、国際的なネットワークの構築が期待される。

4 参加自治体への協力要請事項

(1) 協力要請の内容

参加自治体内での参加者の募集、実施自治体への参加者の派遣

(2) 経費負担の要請

ア 経費負担の有無
あり

イ 経費負担の概要

実施自治体への渡航費は参加自治体が負担する。

なお、事業実施地での滞在費やワークショップの開催費等については、実施自治体が負担する。

(3) 参加要請自治体

すべての北東アジア地域自治体連合会員自治体ほか

Ⅲ 協議事項

1 2020年個別プロジェクトの提案状況

(2) 個別プロジェクトの説明

②漂着物の発生抑制に関する学習・啓発事業

九 澤 和 英

富山県生活環境文化部環境政策課長

1 趣旨、目的

海岸漂着物の調査活動に加え、環日本海地域の沿岸自治体での取組みも含めた発生抑制対策に関する学習会を実施することで、上流域から沿岸地域までの漂着物・ごみ問題についての理解を深め、子どもたちや地域住民の「ごみを捨てない心、海の環境を守ろうとする心」を育み、日常生活から始めることのできる発生抑制のための行動を促進する。

2 事業内容

子どもや市民の参加を得て、漂着物調査活動及び排出抑制対策に関する学習会を行う。また、可能な自治体においては、漂着物や家庭から出る廃材を利用したアート作品の制作を行う。

(1) 漂着物調査活動

ア 実施時期：2020年秋季

イ 実施場所：参加自治体の海・河川（内陸河川を除く。）の沿岸地域

ウ 実施方法：各参加自治体が地元の小中高等学校、民間団体等の参加を得て、調査活動と学習会を実施（内陸部の自治体は、清掃活動と学習会を実施）
実施結果は富山県（(公財)環日本海環境協力センター（NPEC））がとりまとめを実施

エ 年間計画：5月 参加自治体の募集
9月～11月 調査の実施
12月～ 富山県への報告

(2) 漂着物アート制作

ア 実施時期：通年

イ 実施場所：各参加自治体内の会場等

ウ 実施方法：富山県が提供する手引書等も参考にして、各自治体が地元の実状に応じて、学生、住民等の参加を得て実施

エ 年間計画：5月 参加自治体の募集
7月～11月 アート制作の実施
12月～ 富山県への報告

3 期待される成果

「ごみを捨てない心、海洋環境を守ろうとする心」を育むとともに、住民の環境保全に対する意識を高揚する。

4 参加自治体への協力要請事項

(1) 協力要請の内容

① 漂着物調査活動

- ・ 実施場所の選定
- ・ 学習会・調査活動を実施する民間団体等の確保
- ・ 学習会・調査活動を実施する民間団体等の指導、学習会・調査活動の実施
- ・ 実施結果の富山県への報告

② 漂着物アート制作

- ・ 活動の企画、関係者との調整、参加者の募集等
- ・ 漂着物等の素材、活動に使用する道具等の準備
- ・ 住民等の参加による活動の実施、結果のまとめと報告

(2) 経費負担の要請

ア 経費負担の有無

あり

イ 経費負担の概要

① 漂着物調査活動

- ・ 必要な経費は参加自治体による負担とする。
ただし、巻尺、ピンセット、はかりなど調査に必要な機材の購入代や、移動に伴うガソリン代、写真現像代などの経費の一部を富山県が予算の範囲内で負担する予定である。

② 漂着物アート制作

- ・ 必要な経費は参加自治体による負担とする。

(3) 参加要請自治体

中 国：遼寧省、河北省、山東省、江蘇省

日 本：北海道、青森県、秋田県、山形県、新潟県、石川県、福井県、京都府、
兵庫県、鳥取県、島根県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県

韓 国：江原道、忠清南道、慶尚南道

ロシア：沿海地方、ハバロフスク地方、サハリン州

- * 漂着物調査活動については、北東アジア地域自治体連合会員自治体以外の北東アジア地域の沿岸自治体に広く参加を呼びかける。

Ⅲ 協議事項

1 2020年個別プロジェクトの提案状況

(2) 個別プロジェクトの説明

③北東アジア地域環境ポスター展

矢野 康彦

富山県生活環境文化部環境政策課長

(提案自治体：忠清南道)

1 趣旨、目的

北東アジア地域の次代を担う子どもたちから「環境の保全」をテーマとしたポスターを募集し、優秀な作品を展示することにより、北東アジア地域における市民の環境保全意識を一層高める機会とする。

2 事業内容

(1) 実施時期

2020年6月初旬

(2) 実施場所

韓国忠清南道

(3) 実施方法

- ・ 各参加自治体が当該自治体内の子どもたち（小中高生）から作品を募集、審査し、優秀作品を選定
- ・ 各参加自治体が優秀作品を開催自治体（忠清南道）に送付
- ・ 開催自治体がポスター展を開催し、参加自治体の作品展示、普及啓発を実施

(4) 年間計画

3月～5月上旬 作品の募集、参加自治体から開催自治体への作品の送付
6月初旬 ポスター展の開催（展示する作品数：30点以内）
8月～ 開催結果や展示作品のウェブサイト掲載
9～10月 作品の返送等

3 期待される成果

北東アジア地域における市民の環境保全意識の向上

4 参加自治体への協力要請事項

(1) 協力要請の内容

- ・ 参加自治体内で環境保全に関する作品を募集、審査し、優秀作品を選定
- ・ 優秀作品を開催自治体に送付（5点以内。作品のタイトル、作者のメッセージ等をあわせて連絡）

* 2020年に募集した作品を送付できない場合は、2019年に募集した作品で構わない。

- ・ 優秀作品を電子化し、開催自治体に送付（作品の返送の要否をあわせて連絡）

<参考：開催自治体で実施すること>

- ・ 参加自治体への開催通知、優秀作品の送付依頼
- ・ 開催自治体内での作品募集、審査
- ・ 参加自治体から送付された優秀作品でのポスター展開催、普及啓発の実施
- ・ 希望する参加自治体への作品返送

(2) 経費負担の要請

ア 経費負担の有無

あり

イ 経費負担の概要

- ・ 参加自治体内での作品募集、審査に要する費用
- ・ 参加自治体から開催自治体への作品の送料

<参考：開催自治体の経費負担>

- ・ 参加自治体への開催通知等に要する費用
- ・ 開催自治体内での作品募集、審査に要する費用
- ・ ポスター展の周知に要する費用
- ・ ポスター展の運営に要する費用
- ・ 作品返送に要する費用

ウ 参加要請自治体

すべての北東アジア地域自治体連合会員自治体ほか

Ⅲ 協議事項

1 2020年個別プロジェクトの提案状況

(2) 個別プロジェクトの説明

④海岸生物調査

矢野 康彦

富山県生活環境文化部環境政策課長

1 趣旨、目的

北東アジア地域の海洋生物多様性の保全に向けて、各地域に生息する生物に関する情報の収集、指標生物の生息調査を実施する。本調査を通じて、一般市民・子どもたちの海の生物への興味を深めてもらい、環境保全・生物多様性保全の意識高揚を図る。

2 事業内容

(1) 実施時期

年1回程度

(2) 実施場所

参加自治体の海岸（多くの生物が生息する岩場や磯場が望ましい。）

(3) 実施方法

- ・（公財）環日本海環境協力センターが作成した調査マニュアルに基づいて実施し、参加自治体と共有
- ・ 海の生物に関する知識を有する調査機関、NGO/NPOや専門家が主体となり、一般市民の参加のもと、海岸の生物を収集し、観察生物名・写真を記録
- ・ 地球温暖化や外来生物に係る指標生物の存在有無の確認
- ・ 調査結果は、（公財）環日本海環境協力センターが取りまとめ、ウェブサイトを通じて情報発信

(4) 年間計画

6～7月 参加者の募集

7～8月 調査の実施

11月頃 富山県へ実施結果を報告

3 期待される成果

- ・ 海岸に生息する海洋生物の北東アジア地域での分布状況の把握
- ・ 指標生物の生息範囲の把握
- ・ 海洋生物多様性、海洋環境の保全に対する意識の高揚

4 参加自治体への協力要請事項

(1) 協力要請の内容

- ・ 本調査を実施する調査機関、NGO/NPOもしくは専門家の選定
- ・ 調査機関との調査実施、結果報告に関する連絡調整

(2) 経費負担の要請

経費負担なし（経費の掛からない範囲で実施）

(3) 参加要請自治体

内陸部の自治体を除く北東アジア地域自治体連合会員自治体ほか

III 協議事項

1 2020年個別プロジェクトの提案状況

(2) 個別プロジェクトの説明

⑤ 貝類を対象としたブルーカーボン青少年環境教育体験プログラム

矢野 康彦

富山県生活環境文化政策課長

(提案自治体：忠清南道)

1 趣旨、目的

青少年の沿岸環境教育体験を通じて、沿岸生態系ブルーカーボンの重要性を認識するとともに、環境教育及び沿岸の生態系保全の重要性を改めて認識するほか、気候変動に積極的に対応できる人材育成を図る。

2 事業内容

(1) 実施時期

2020年6月以降

(2) 実施場所

参加自治体の海岸など

(3) 実施方法

- ① 稚貝を放流（飼養）し、ある程度成貝になってから採取し、その成長を確認（放流時、実施期間中、採取時に計測）し、炭素固定量を調査

- ② 成貝になるまでに水中の炭素が体の中に貯蔵されていく炭素固定過程等を学習

<学習例>

- ・ 貝類の水質浄化機能学習
- ・ 採取した貝の料理・試食体験
(炭素循環<飼養(生産)→採取(漁獲)→飲食(消費)>に関する学習)
- ・ 貝塚や貝塚博物館の見学
(貝塚等を教材にして、ブルーカーボンの概念を理解)
- ・ ブルーカーボンに関するテキストの作成・配布

③ 結果報告

(4) 年間計画

各自治体の状況に応じて、稚貝の放流・飼養、炭素固定調査、環境教室等を実施するものとする。

取りまとめは2021年1月以降に行う。

3 期待される成果

- ・ 気候変動及び海洋環境保全に対する理解の増進
- ・ ブルーカーボンの認識向上、環境教育へのブルーカーボンの積極的活用
- ・ 貝類の成分、含有量などのデータを分析し、次期の二酸化炭素の低減政策策定（韓国・忠清南道）の基礎資料として活用（活用できれば、他の自治体の参考事例になりうる。）



<稚貝を放流(左)した後、成貝を採取(右)>



<カキによる水質浄化機能実験>



<採取した貝類を美味しく料理し、試食>



<先史時代の貝塚(ブルーカーボン貯蔵)見学>

4 参加自治体への協力要請事項

(1) 協力要請の内容

- ・ 参加自治体内でのプログラムの企画、関係者との調整、参加者の募集等
- ・ プログラムの実施
- ・ 実施結果の報告

(2) 経費負担の要請

ア 経費負担の有無

あり

イ 経費負担の概要

現場調査費用及び体験キット購入費用などは参加自治体が負担する。

(3) 参加要請自治体

一部の北東アジア地域自治体連合会員自治体（海に面している自治体）

Ⅲ 協議事項

1 2020年個別プロジェクトの提案状況

(2) 個別プロジェクトの説明

⑥フォトコンテスト「Eco-selfieー自撮りで環境保護」

矢野 康彦

富山県生活環境文化部環境政策課長

(提案自治体：トムスク州)

1 趣旨、目的

環境保護に関するフォトコンテストの実施を通じて、環境保護活動へ市民の参加を促し、環境保護文化を形成する。

2 事業内容

(1) 実施時期

2020年5～12月

(2) 実施場所

ロシアトムスク州

(3) 実施方法

① 参加自治体において環境保護に関する写真を募集

○ 写真

- ・ 撮影者が行った、植林行動、学校や公園などでの清掃活動等の前後を写した写真
- ・ 写真は活動1つに2枚（活動前と活動後）まで
- ・ JPG、JPEG形式の自撮り写真の電子版（自撮り写真に限る。）
- ・ フレーム追加などの加工、デジタル画像修正、コンピューターを使って作成したコラージュなどの写真は対象外

○ 募集区分

- ・ 児童・生徒（小学生、中学生、高校生）
- ・ 学生（大学生、短大生、専門学校生）
- ・ 一般

② トムスク州が、写真の構成、オリジナリティ、環境保護活動の内容等の観点で写真の審査を行い、優れたものを表彰

③ 優秀者に賞品・賞状、参加者全員に参加証明書を送付

④ 優秀作品をHPで紹介

(4) 年間計画

5～10月 写真の募集

11月 写真の審査

12月 賞品等の送付、HPでの優秀作品の掲載

3 期待される成果

市民の環境保護活動への積極的な参加

4. 参加自治体への協力要請事項

(1) 協力要請の内容

参加自治体内での作品募集、作品のトムスク州への送付、被表彰者への賞品の送付

(2) 経費負担の要請

ア 経費負担の有無

あり

イ 経費負担の概要

- ・ 参加自治体内での作品募集に要する経費
- ・ 参加自治体から被表彰者への賞品等の送料

(3) 参加要請自治体

すべての北東アジア地域自治体連合会員自治体ほか

III 協議事項

2 環境分科委員会の活動計画

矢野 康彦

富山県生活環境文化部環境政策課長

環境分科委員会の活動計画（案）

年月	内容
2019年 9 月	・ 2019年個別プロジェクト実施状況及び2020年提案個別プロジェクトの調査 コーディネート自治体が、個別プロジェクトの実施状況を確認した。 併せて、2020年に実施予定の個別プロジェクトの提案の意向を確認した。 ・ 2020年提案個別プロジェクトの取りまとめ コーディネート自治体が、提案のあった2020年個別プロジェクトを取りまとめた。
11月	・ 第14回環境分科委員会開催（2019年11月14日） ・ 2020年提案個別プロジェクトの参加要請 環境分科委員会において提案自治体が参加自治体に対してプロジェクトの内容を説明し、参加を要請する。
2020年 1 月	・ 2020年個別プロジェクトへの参加意向調査 コーディネート自治体が、北東アジア地域自治体連合の会員自治体に個別プロジェクトへの参加意向の確認を行う。
2 月	・ 2020年個別プロジェクト参加意向調査結果の取りまとめ コーディネート自治体が、参加意向調査結果を取りまとめ、2020年個別プロジェクトの提案自治体へ送付する。
（適宜実施）	・ 提案自治体と参加意向自治体が個別プロジェクトの実施に向けて協議する。 ・ 合意があった場合、適宜個別プロジェクトを実施する。
2020年 9 月頃～	・ 2020年個別プロジェクト実施状況及び2021年提案個別プロジェクトの調査 コーディネート自治体が、個別プロジェクトの実施状況調査を行う。 併せて、2021年に実施予定の個別プロジェクトの提案調査を行う。
2021年 3 月頃	・ 報告資料の作成（※環境分科委員会は隔年開催）

【個別プロジェクトの配慮事項】

- ・ 国連総会での持続可能な開発目標（SDGs）の採択やパリ協定のスタート、G20大阪サミットでの「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の共有など、環境問題を取り巻く世界的な動向を踏まえ、個別プロジェクトの実施や提案に際しては、SDGsの実現、気候変動対策、海洋プラスチックごみ対策等に配慮するように努める。
- ・ また、2016年に本県で開催された北東アジア自治体環境専門家会合で取りまとめられた「2016とやま宣言」を受け、北東アジア地域の環境保全に関する具体的な取組みの1つとしても推進することに留意する。

Ⅳ 各自治体の先進的な環境施策に関する情報交換

遼寧省における大気汚染防止・管理の取組み

張 万 民

遼寧省生態環境庁工業処調査研究員

近年、遼寧省委員会・省政府は、中国政府の生態文明方針を徹底的に実行することにより、「青空防衛戦」に勝ち、省全体の大気環境質の改善を促進した。

①石炭焚きボイラーを淘汰する。

都市の市街地において、10トン以下の石炭焚きボイラーを全部淘汰する。また、奨励・補償制度を打ち出し、目標達成した地域に対し補償し、期限前に達成した地域に対し奨励し、達成しなかった地域に対し懲罰する。累計淘汰台数は2.2万台以上に達している。

②工業企業が全面的に大気環境の基準に達するよう一層対策を推進する。

火力発電、鉄鋼、セメント、石油化学などを重点対象とし、汚染物質の排出量が産業の合格基準に達するよう推進し、出力300MW以上の石炭火力発電ユニットに対しては、国の超低排出改良条件を満たすようにする。今は、出力300MW以下の石炭火力発電ユニットに対し改良しており、2020年までに改良工事がすべて終了する見込みである。

③黄標車（排ガス基準に適合していないことを示す黄色ラベルが貼られている車）と老朽車を淘汰する。

“助成金支給”と“政策教育”を並行して行い、黄標車と老朽車の淘汰を促進する。累計淘汰台数は100万台以上に達している。

④都市部の面源汚染対策を推進する。

重点区域の建設工事現場は周囲に仮囲いを設け、資材置き場をカバーで覆い、道路の仮舗装を実施し、出入り車両の洗浄を行い、残土運搬車両から土の飛散を抑えるなど、工事現場の粉塵飛散抑制責任制度を構築した。

⑤冬季重度汚染発生時の対応体制を確立する。

重度汚染発生時の応急訓練と大気質の予測・予報を実施し、課題を見つけ、発生時の応急プロセスと排出削減措置を完全なものにするよう促進し、事前警報、管理・コントロール、応急訓練など、重度汚染発生時の一連の対処プロセスが一応完成した。

⑥環境への監視・管理・検査を強化する。

大気汚染防止・管理施設の非正常運行と基準を超える大気汚染物質の排出など、これらの違法問題に重点的に対処し、法律に基づいて検査を実施する。

この戦いで大気環境質が明らかに改善された。2018年のPM_{2.5}の平均濃度は38 μ g/m³となり、前年比13.6%低下した。優良天気日数（日平均値の環境基準を達成した日）は296日に達し、前年より19日増えた。今年1月から9月までの間、遼寧省におけるPM_{2.5}の平均濃度は38 μ g/m³で、優良天気日数は全体の80.2%を占めた。

IV 各自治体の先進的な環境施策に関する情報交換

沿海地方における環境保全対策について

タラセンコ ユーリー

沿海地方天然資源・環境保全部戦略的発展・投資活動・予算管理課長

沿海地方では、計画期間が2013年から2021年までの国家プログラム「環境保全」が実施されている。そのプログラムの目的は、環境安全の向上、自然環境の保護及び復元であり、主な施策は、廃棄物処理に関する組織的かつ経済的な体制の確立、洪水防止や生物多様性の保全を含めた水環境管理体制の構築、住民に対する環境教育の促進である。また、沿海地方政府は自然保護対策を検討する時には、必ず専門家と州民の意見を聴くことにしている。

沿海地方では毎年、環境状況報告書を発表しているが、総合的な環境対策が実施された結果、過去3年間（2015～2018年）、大気汚染物質の総排出量が減少している。

エネルギー消費施設の燃料を石炭や重油から天然ガスに転換するとともに、都市と村落の暖房ボイラーの効率化を図ることによって、大気汚染物質の総排出量は2015年から2018年にかけて6.3%（12,200t）減少した。一方で、特に注意が必要な大気汚染がいくつかあり、その最たるものが、荷役会社の事業活動によって発生する石炭粉じんによる大気汚染である。

また、2015年から2018年にかけて、家庭や工場などからの未処理の排水量が8.6%減少した。処理されていない排水量が減少した理由は、新しい処理施設の導入や、家庭からの排水を既にある施設で処理するようにしているためである。なお、家庭からの排水の処理を既にある施設で行うように切り替えているのは、極東連邦管区の首都であるウラジオストク市の特徴の一つである。

沿海地方にとって重要な課題の一つは、ハンカ湖を含む越境水域の環境保全である。ハンカ湖の両側にはロシアと中国の特別保護地域が位置しているため、この湖のモニタリングが露中共同プロジェクトで実施されている。

また、固形廃棄物処理体制の抜本的な改革も最も重要な課題の一つであり、組織的かつ経済的な処理体制の確立に向けた計画が策定されている。計画では、2024年までに、適正に処理される廃棄物の量を12%から60%以上に、リサイクルされる廃棄物の量を4%から13%に増加させることを目指している。

さらに、沿海地方は生物多様性の観点からみても、ユニークな地域である。生物多様性保全のために特別保護地域として230か所を指定しており、特別保護地域は沿海地方の全面積の16%を占めている。今年10月には、露中国境周辺に「コミサルジェフスキー」自然保護区（82.9千ヘクタール）を指定したところであり、今後さらに、「ユジノ・プリモルスキー」自然公園（52.6千ヘクタール）を設置することにしており、特別保護地域の面積はさらに拡大される。

このほか、沿海地方政府は環境教育に非常に力を入れており、毎年、国際環境フォーラム「国境のない自然」、円卓会議、研究会、展示会、記者会見、講演会、企業への見学、環境アクションなど、3,000以上の環境関連行事が行われている。

さらに、NEAR環境分科委員会の活動として、継続的に漂着物調査、海岸生物調査、環境ポスター展、環境活動リーダー育成事業、環境フォトコンテストなどにも取り組んでいる。

沿海地方政府は環境保全分野において、北東アジア地域の自治体とより一層協力し、個別プロジェクトの成功に向けて最大限尽力する。

北東アジア地域自治体連合憲章

制 定	1996. 9. 12
一部改定	1998. 10. 2
一部改定	2002. 9. 11
一部改定	2004. 9. 8
一部改定	2010. 10. 28
一部改定	2014. 10. 22
一部改定	2016. 9. 27
一部改定	2018. 10. 29

前文

国際社会に貢献する無限の潜在力を有する北東アジア地域自治体の代表は、互恵・平等の精神に基づき、行政・経済・文化など全ての分野において交流協力を推進することによって地域の共同発展を目指すとともに、世界平和に寄与する崇高な目的を達成するため、この憲章の採択に同意し、北東アジア地域自治体連合を設立する。

第1章 機構の名称及び目的

第1条 (名称)

この機構は「北東アジア地域自治体連合 (The Association of North East Asia Regional Governments) (以下「連合」という。)」と称する。

第2条 (目的)

連合は、北東アジア地域の自治体が互恵・平等の精神に基づき、全ての自治体間の交流と協力のネットワークを形成することによって、相互理解に即した信頼関係を構築し、北東アジア地域全体の共同発展を目指すとともに世界平和に寄与することを目的とする。

第3条 (事業)

連合は次の各号の事業を行う。

1. 北東アジア地域自治体会議 (総会) の定例的な開催
2. 地域間経済・技術及び開発に関する情報の収集及び提供
3. 交流、協力に関する事業の支援及び推進
4. その他機構の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員等の範囲及び権利・義務

第4条 (会員の範囲)

連合の会員は、北東アジア地域に位置する中華人民共和国、朝鮮民主主義人民共和国、日本国、モンゴル国、大韓民国、ロシア連邦の自治体の中で、連合の設立目的に賛同し、総会において加入の承認を受けた広域自治体とし、総会の議決によって範囲を拡大することができるものとする。(2002. 9. 11、2016. 9. 27改定)

第4条の2 (準会員の範囲)

連合の準会員は、北東アジア地域以外のアジア地域に位置し、連合の設立目的に賛同し、総会において加入の承認を受けた広域自治体をいう。(2016. 9. 27新設)

第5条 (会員の権利・義務)

会員は、連合が行う多様な事業と活動に参加する権利を有し、この憲章の諸規定を誠実に守る義務を負う。

第5条の2 (準会員の権利・義務)

準会員は、会員が有する権利・義務のうち、第7条の役員の選挙権及び被選挙権並びに第9条第1号の議決権を有しない。(2016. 9. 27新設)

第3章 組織及び機能

第1節 総会

第6条（構成及び運営）

総会は会員自治体の首長で構成する最高議決機関として、隔年で開催される。（2016. 9. 27改定）

第7条（役員）

総会には次の各号の役員を置く。

1. 議長は1名とし、連合を代表し、総会を開催する自治体の首長をもって充てることとし、任期は総会満了日までとする。ただし、議長に事故があるときの職務は、所属自治体の副首長が代行する。（2002. 9. 11、2010. 10. 28改定）
2. 監事は、会員各国からそれぞれ1名ずつ、局長又は課長級職員を総会で選出し充てることとし、会計監査を所掌し、任期は第1号と同じものとする。（2016. 9. 27改定）
3. 会費運営規程に定める場合に該当するときは、会員の第1号の議長及び第2号の監事の選挙権及び被選挙権を制限することができる。（2016. 9. 27新設）

第8条（機能）

総会は次の各号の機能を行う。

1. 会員及び準会員の入会及び除名の議決（2016. 9. 27改定）
2. 会費の決定
3. 連合憲章の改定
4. 機構の解散及び清算の決定
5. 事務局設置場所の決定
6. 監事の選出
7. 予算・決算及び事業計画の承認
8. 会費運営規程で定める事項の承認（2016. 9. 27新設）
9. 次期総会開催に関する事項の決定
10. 連合の各事業計画の決定及び執行
11. その他必要と認められる事項

第9条（議事決定）

総会での議事決定は次の各号の方法による。

1. 会員自治体は各1票の議決権を有する。ただし、会費運営規程に定める場合に該当するときは、会員の議決権を制限することができる。（2016. 9. 27改定）
2. 第8条第1号から第5号の事項は、議決権を有する会員の過半数の出席と、出席した会員の3分の2以上の賛成により議決する。（2016. 9. 27改定）
3. 第8条第6号から第11号の事項は、議決権を有する会員の過半数の出席と、出席した会員の過半数の賛成により議決する。（2016. 9. 27改定）

第9条の2（実務委員会への議事決定の委任）

総会が開催されない年度の第8条第1号、第7号及び第8号の事項の議事決定は、実務委員会に委任して行うことができる。

第2節 実務委員会

第10条（構成及び運営）

- ① 実務委員会は、各会員自治体の首長が指名する局長級幹部によって構成され、実務委員会の委員長は、総会が開催される年の前年度に会議を招集する。ただし、実務委員会の委員長が必要と認める場合、臨時実務委員会を招集することができる。（2014. 10. 22新設、2018. 10. 29改定）
- ② 実務委員会の委員長は、議長自治体の副首長をもって充てる。
- ③ 実務委員会の委員長は、総会で会議の結果を報告するものとする。
- ④ 個別プロジェクト等の円滑な推進の支援のため、実務委員会の補助機関として個別又は分野別に分科委員会を設置することができる。ただし、これにより新設された分科委員会は総会に報告しなければならない。（1998. 9新設、2018. 10. 29改定）

定)

第11条 (機能)

実務委員会は次の各号の機能を行う。

1. 事業計画及び個別プロジェクトの協議
2. 年次報告書及び会計報告書の作成
3. 会員自治体間の意見調整
4. 分科委員会の設置（構成、機能、運営方法等）に関する事項の決定（1998. 9新設）
5. 総会で委任された事項の決定
6. その他必要と認められる事項

第3節 事務局

第12条 (構成及び運営)

事務局は、連合の常設機構であり、各国・各会員自治体は必要に応じて連絡機関を置くことができる。事務局は慶尚北道に長期存続する。ただし、やむを得ない事由が発生したときは、総会の議決を経て事務局の場所を変更することができる。（2004. 9. 8、2014. 10. 22改定）

第13条 (役員及び職員)

事務局には次の各号の役員と職員を置く。

1. 事務総長は1名とし、事務局が所在する自治体の首長が推薦し、議長が任命する。（2004. 9. 8改定）
2. 事務局の役員と職員は、連合の派遣公務員で構成することを原則とする。ただし、事務総長が必要と認める場合には、議長の承認を受け、別の方法により構成することができる。

第14条 (機能)

事務局は次の各号の機能を行う。

1. 予算編成及び執行
2. 事業計画書、年次報告書及び会計報告書の作成
3. 会員自治体間の業務連絡及び調整
4. 総会及び実務委員会の議決事項の執行
5. その他必要と認められる事項

第15条 (財政)

- ① 事務局の会計は特別会計とし、会員自治体の会費及びその他雑収入によって充当する。
- ② 会計に関する事項は暫定的に次の各号のとおり運営する。
 1. 連合の会員は会費を負担し、会費管理及び運営に必要な事項については別途会費運営規程で定める。（2016. 9. 27改定）
 2. 総会及び実務委員会の開催経費は、次の各号のとおり分担する。
 - ア 経費総額（A）の半額（B）は会議開催自治体が負担する。
 - イ 残半額（ $C = A - B$ ）は、会議開催自治体を除く連合の会員自治体数（D）で均等に割った額（ C / D ）を、会議に参加した自治体がそれぞれ負担する。
 - ウ 実際の会議参加自治体数がDを下回る場合に生じる差額は、会議開催自治体が負担する。
 - エ 会員自治体に自然災害等のやむを得ない事情が生じ、負担が著しく困難な場合には、会員自治体間の協議により個別に合理的な減免措置を行うことができる。
 - オ 総会で次期総会開催地に立候補する自治体は、開催する総会及び実務委員会の会議経費の暫定会計を提出しなければならない。
 3. 事務局運営経費は、事務局が設置された自治体が負担する。
 4. その他個別的な交流協力事業の推進経費は、事業を提案した自治体が負担することを原則とし、その事業に参加を希望する自治体間の協議によって分担できるものとする。

第4節 連合支援機関

第16条 (設置)

会員自治体は、北東アジア地域の発展に寄与するため、連合の活動を支援する機関（以下「連合支援機関」という。）を設置することができる。（1998. 10. 21新設）

第17条 (登録)

- ① 会員自治体が連合支援機関を設置する場合、当該会員自治体の申請に基づき連合に登録することができる。（1998. 10. 21新設）
- ② 連合支援機関は、その活動状況を連合に報告する。（1998. 10. 21新設）

第4章 最終規定

第18条 (効力)

この憲章は2016年9月27日から効力を発生する。（2016. 9. 27改定）

第19条 (会員の範囲)

連合の創立会員は、1996年北東アジア地域自治体会議に出席して、本憲章の基本精神に同意した自治体とする。

第20条 (言語)

この憲章は、会員各国の公用語及び英語で作成し、正本は事務局の文書保管所において保管し、写本は各会員自治体において保管する。（2010. 10. 28改定）

以上の内容を証明するため、下記の署名者は所属する各自自治体から正当に権限を与えられ、1996年9月12日、大韓民国慶尚北道慶州でこの憲章に署名した。

附 則

この憲章は、1998年10月21日から施行する。

附 則

この憲章は、2002年9月11日から施行する。

附 則

この憲章は、2004年9月8日から施行する。

附 則

この憲章は、2010年10月28日から施行する。

附 則

この憲章は、2014年10月22日から施行する。

附 則

この憲章は、2016年9月27日から施行する。

附 則

この憲章は、2018年10月29日から施行する。

北東アジア地域自治体連合分科委員会の設置及び運営に関する規程

制 定	1998. 10. 21
一部改定	2007. 9. 4
一部改定	2008. 9. 2
一部改定	2010. 10. 28
一部改定	2011. 7. 19
一部改定	2013. 9. 11
一部改定	2017. 9. 26
一部改定	2018. 10. 29

この規程は、北東アジア地域自治体連合憲章第11条4号の規定に基づき設置する分科委員会の設置及び運営に関する事項について定める。(2017. 9. 26改定)

第1条 (設置)

北東アジア地域自治体会議において提案された個別のプロジェクトあるいは課題（以下「個別プロジェクト」という。）について、その円滑な推進を支援するため、分野ごとに分科委員会を置く。(2017. 9. 26改定)

第2条 (分科委員会の種類及び名称)

分科委員会の種類及び名称は、次のとおりとする。

1. 経済・人文交流分科委員会 (2013. 9. 11名称変更)
2. 環境分科委員会
3. 教育・文化交流分科委員会 (2008. 9. 2統合)
4. 防災分科委員会
5. 削除 (2017. 9. 26)
6. 削除 (2017. 9. 26)
7. 海洋・漁業分科委員会 (2008. 9. 2新設)
8. 観光分科委員会 (2008. 9. 2新設)
9. 鉱物資源開発・調整分科委員会 (2010. 10. 28新設、2017. 9. 26改定)
10. エネルギー・気候変動分科委員会 (2010. 10. 28新設)
11. 削除 (2017. 9. 26)
12. 生命・医療産業分科委員会 (2011. 7. 19新設)
13. 農業分科委員会 (2011. 7. 19新設)
14. スポーツ分科委員会 (2013. 9. 11新設)
15. 物流分科委員会 (2017. 9. 26新設)
16. 国際人材交流分科委員会 (2017. 9. 26新設)
17. 国際電子商取引分科委員会 (2017. 9. 26新設)
18. 革新プラス分科委員会 (2018. 10. 29新設)
19. 青年政策分科委員会 (2018. 10. 29新設)
20. 伝統医薬分科委員会 (2018. 10. 29新設)

第3条 (機能)

- ① 各分科委員会は、提案自治体が主体となって実施する個別プロジェクトの円滑かつ効果的な推進を図るため、自治体間の意見調整、事業計画の具体化及び実現方法等について、検討、協議を行う。(2017. 9. 26改定)
- ② 各分科委員会は、分科委員会参加自治体が提案した個別プロジェクトを担当し、検討、協議した結果を実務委員会に報告する。(2017. 9. 26改定)

第4条 (構成)

各分科委員会は、それぞれの分科委員会の担当分野に関心を有する自治体の担当部局の課

長級の職員で構成する。

第5条（運営）

- ① 各分科委員会に、互選により、分科委員会の連絡、調整、運営を行う自治体（以下「コーディネート自治体」という。）を置く。（2017. 9. 26改定）
- ② コーディネート自治体の任期は2年とし、再任を妨げない。また、希望する場合は共同コーディネート自治体と共同で運営することができる。（2011. 7. 19、2017. 9. 26改定）
- ③ 分科委員会の運営は、原則として通信方式（郵送、ファクシミリ等）により行うものとする。（2017. 9. 26改定）
- ④ 各分科委員会は、任期内に1回以上の会議又は関連活動をしなければならない。（2011. 7. 19、2017. 9. 26改定）
- ⑤ 分科委員会の運営時、会員自治体からの参加は5か国10自治体以上維持しなければならない。（2011. 7. 19新設、2017. 9. 26改定）
- ⑥ 必要に応じて、実務委員会は分科委員会の運営現況を評価することができる。（2011. 7. 19新設）
- ⑦ コーディネート自治体が分科委員会を2年以上開催せず、他の会員自治体がコーディネート自治体を希望する場合、事務局は、コーディネート自治体の交代を実務委員会の案件として上程することができる。（2018. 10. 29新設）
- ⑧ 実務委員会において議決権を有する会員の過半数の出席と出席した会員自治体の過半数の賛成により、分科委員会のコーディネート自治体を交代することができる。（2018. 10. 29新設）

第6条（参加）

- ① 全ての会員自治体は、連合の全ての分科委員会に参加する資格を持つ。（2011. 7. 19改定）
- ② 各分科委員会の効率的な推進と実質的な交流協力のため、コーディネート自治体は、会員自治体地域の関連する専門家、企業関係者等を会議に出席させることができる。（2017. 9. 26新設）

第7条（費用）

分科委員会の運営に関する経費は、当該分科委員会のコーディネート自治体が負担する。ただし、分科委員会が会議を開催する場合、交通費及び滞在費は、原則として、会議参加自治体が負担するものとする。

第8条（連合事務局との関係）

コーディネート自治体は、分科委員会で整理された内容を事務局に送付し、事務局はそれを分科委員会構成自治体以外の自治体へ送付するものとする。（2011. 7. 19、2017. 9. 26改定）

第9条（規程の改正）

この規程の改正は、実務委員会が行うものとする。

附 則

この規程は、1998年10月21日から施行する。

附 則

この規程は、2007年9月4日から施行する。

附 則

この規程は、2008年9月2日から施行する。

附 則

この規程は、2010年10月28日から施行する。

附 則

この規程は、2011年7月19日から施行する。

附 則

この規程は、2013年9月11日から施行する。

附 則

この規程は、2017年9月26日から施行する。

附 則

この規程は、2018年10月29日から施行する。